

兵庫県立上郡高等学校 部活動方針

- 1 学期中は週2日以上 of 休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる（平日および土日等の休業日にそれぞれ1日以上 of 設定）ただしやむを得ない事情※により上記休養日 of 設定が行えない場合は、活動日設定週 of 翌週から16週間以内 of のできるだけ早い時期に、平日は平日、休業日は休業日に休養日をセッティングすることとする。
- 2 「いきいき運動部活動 4訂版」、「文化部活動 of の在り方に関する方針」に基づき、無理のない指導を行なう。
- 3 長期休業中や定期考査期間などを利用し、ある程度 of の長期オフシーズンを設定するように配慮する。
- 4 けがや事故、熱中症 of の予防のため、安全かつ十分に配慮した指導を行なう。
- 5 定期考査1週間前から考査終了までの期間 of の活動は原則控える。やむを得ない事情※により練習する場合、短時間 of の実施など、学習時間が確保できるように配慮する。

※やむを得ない事情 of の例

- ・大会・コンクール等への参加やその直前 of の練習
- ・ケガ等 of の防止、体力・技術 of の維持向上のため of の練習
- ・地域等からの要請による行事や催し等への参加やその直前 of の練習 など